

第31節 高層建築物災害応急対策計画

第1項	消防機関
第2項	警察
第3項	ガス事業者

第1項 消防機関

1. 消防活動要領

高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎょ要領」に基づき消防活動を行う。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2. 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

- (1) ガス漏れ事故
ガス漏れ事故については、特に、次の事項に留意する。
 - 1) 現場到着時の措置
 - 2) 消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生か所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
 - 3) ガス漏れ場所への進入
消防機関のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア. ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
 - イ. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
 - ウ. 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
 - エ. 火花を発する機器の使用及びスイッチ操作を厳禁する。
なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。
 - 4) ガスの供給遮断
ガスの供給遮断は、筑紫ガス株式会社等が行うものとする。
ただし、消防機関が筑紫ガス等に先行して災害現場に到着し、筑紫ガスの到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防機関がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防機関がガスの供給を遮断したときは、ただちに、その旨を筑紫ガス株式会社等に連絡する。

5) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ筑紫ガス株式会社等が行うものとする。

(2) 火災等

1) 人命救助

人命救助は、最優先で行い、特に、次の事項に留意する。

- ア. 救助活動体制の早期確立と実施時期
- イ. 活動時における出動分隊の任務分担
- ウ. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

2) 消火

消火活動については、特に、次の事項に留意する。

- ア. 高層建築物等の消防用設備等の活用
- イ. 活動時における出動分隊の任務分担
- ウ. 浸水、水損防止対策
- エ. 排煙、進入時における資機材対策

3. 航空応援要請

高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動を要する場合、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」等に基づき要請する。

第2項 警察

1. 警察

(1) 救出対策

人命救助を最重点として、本章第13節「公安警備・救出計画」、その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

1) 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4) 区域の設定

二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。

5) 交通規制

救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6) その他

市、その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。

第3項 ガス事業者

1. ガス事業者（筑紫ガス株式会社）

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- (1) 事前の申し合わせにより、必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができるものとする。